

平成三十年十一月二十八日提出  
質問第八六号

東京医科大学における女性差別と厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会  
において女性医師が〇・八掛けされていた問題に関する再質問主意書

提出者 西村智奈美

東京医科大学における女性差別と厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会

において女性医師が〇・八掛けされていた問題に関する再質問主意書

十一月十六日に提出した「東京医科大学における女性差別と厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において女性医師が〇・八掛けされていた問題に関する質問主意書」に対して、二十七日に政府答弁書を受け取ったが、以下の通り再質問を提出する。

一 厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」の、平成二十八年六月三日の中間取りまとめにおいて、「三十〜五十代の男性医師の仕事量を一人当たり医師の仕事量の基準として設定し、女性医師は育児等を勘案してその〇・八」と設定し需給推計しているが、政府はこうした需給推計の計算をどのように認識しているか。

右質問する。